

中津市ケーブルネットワーク施設利用休止（再開）・休止延長届（一般加入者及びその他加入者用）

中津市長 あて

下記のとおり、中津市ケーブルネットワーク施設の利用を休止（再開）または休止延長したいので、中津市ケーブルネットワーク施設条例第21条第1項の規定により届け出ます。

※太枠内に必要事項を記入してください。

届出区分	1 休止	2 再開	3 休止延長
休止（再開）内容	1 テレビ放送サービス	2 インターネットサービス	

加入者	氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生		
	住所	〒		電話番号		

休止（再開）・休止延長する住所等	建物の詳細	1 一戸建	1 自己所有 5 その他（	2 民間借家	3 社宅	4 公営住宅	）		
		2 集合住宅	1 自己所有 5 その他（	2 民間借家	3 社宅	4 公営住宅	）		
			集合住宅名（棟名）		部屋番号				
	3 その他								
	連絡先	設置住所 ※加入者住所と設置機器場所が異なる場合は記入してください。	〒						
		氏名							
		支払者住所 ※加入者住所と支払者住所が異なる場合は記入してください。	〒						
		氏名	電話番号（		）				
		休止（再開）年月日	年 月 日（日割りはありませんので休止の場合は末日）						
		再開月（休止延長の場合）	年 月						
	休止理由	<input type="checkbox"/> 使用しない <input type="checkbox"/> 空き家 <input type="checkbox"/> 施設入所 <input type="checkbox"/> その他（							
	再開理由	<input type="checkbox"/> 使用するため <input type="checkbox"/> その他（							

※1 加入者は、利用を休止した後、再開するときに手数料3,140円を納付しなければなりません。

※2 休止の期間は、最長1年です。

※3 休止延長の場合、一度再開処理を行いますので1か月分の使用料と手数料3,140円を納付しなければなりません。

受付者チェック 再開後の使用料支払方法（納付書・口座引落） 再開手数料の納付書送付先（

加入者コード								支所受付日	本庁受付日	審査担当者	処理依頼年月日
											年 月 日